

福崎町中小企業人材養成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者が実施する人材養成事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、もって企業の育成と発展を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 この要綱により補助を受ける者は、中小企業の経営者、後継者又は管理者で、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に中小企業大学校関西校（以下「関西校」という。）において、研修を受けた者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金は、関西校へ支払った受講料の3分の2とする。ただし、1人1科目につき、50,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、福崎町中小企業人材養成事業補助金交付申請書（様式第1号）に修了証書の写し及び受講料の支払い領収書等を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 町長は、前条の申請書を受理し審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）